

数理的評価の遡及適用等が可能に (続報)

対象先	DB年金	厚生基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ポイント

数理的評価等の取り扱いについて、厚生労働省からの案内が別添の通り変更されました。
意図を確認中ですが、内容に変更はないと思われます。

前回ご案内との変更箇所

- 「平成19年度財政決算においては、基金の判断で」資産評価方法を変えてよい旨の記載が削除された。
- 資産評価方法の「ルールについては今後検討する方針」である旨の記載が削除された。
- 発信者が厚生労働省である旨明記された。

今回の変更を踏まえた内容

以下の取扱いが可能

- 資産の数理的評価の遡及適用
 - 許容繰越不足金の算定方法の変更
- 上記項目の変更は、決算提出締切りまでに決めればよい

以上